

# ひかくほう

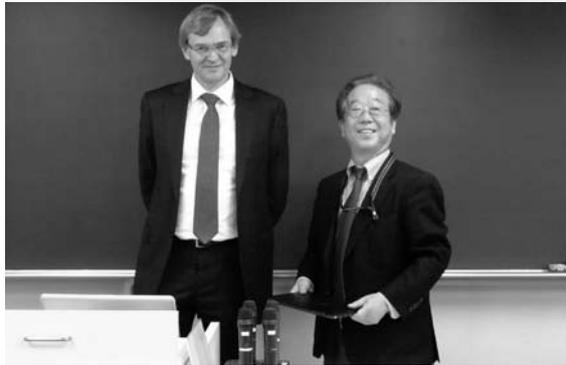
News  
Letter

第45号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

## フォーラム

### 「職業法としての弁護士法の現在問題」開催について



日本比較法研究所 所員  
森 勇

日本でも司法改革に基づく法曹養成制度の改革、法科大学院の開設を一つの契機として、弁護士をめぐる諸問題が社会的にも関心を持たれるようになってきているが、ドイツではかなり以前から問題が顕在化し議論が始まっていた。20年前ドイツで最初の弁護士法研究所の設立に参画し、ドイツおよびEU 弁護士法の権威であるケルン大学のマルティン・ヘンスラー (Martin Henssler) 教授をお迎えし、11月10日、中央大学市ヶ谷キャンパスにおいて、『職業法としての弁護士法の現在問題』をテーマとするフォーラムを開催することができた。

その有名な著作「労働契約法草案」で知られるように、そもそもヘンスラー教授は、まずは労働法そして会社法の専門家としてよく知られている。そこで同氏がニッパードイ研究所としてよく知られるケルン大学の労働法・経済法研究所所長を努めるのは当然ながら、かたわら、ケルン大学においては、先にあげた弁護士法研究所所長そして会社法研究所の理事の職にある。さらには、全ドイツ的な組織で、120年の歴史を誇るドイツ法曹大会 (Deutscher Juristentag) の議長をつとめ、その功績から、本年9月にはドイツ連邦政府から、叙勲の榮譽を得ているところである。2009年にも本学法科大学院の招きで来日し、本学や日弁連において貴重な講演をしていただいた。

今回のフォーラムでは、第1部、基調講演としてヘンスラー教授と、中央大学法科大学院教授として法曹養成の現場におられる木村美隆弁護士から日独の状況分析や課題について講演をいただき、第2部のコメンテーターとして中央大学法科大学院フェロー・日弁連法務研究財団理事の柏木昇先生、元日弁連業務改革委員長でありアルファパートナーズ法律事務所を運営する佐瀬正俊弁護士、さらに中央大学法曹会のご推薦のもと、バーカー&マッケンジー法律事務所の鈴木正貢弁護士の参加をえてディスカッションが行われた。出席者からも多くの質問や意見が寄せられ、充実した意見交換を行うことができた。以下に概要を紹介させていただきます。

#### 第一部：基調講演

##### ドイツおよびヨーロッパにおける弁護士職業法の展開 (ヘンスラー教授)

まず、ドイツにおける弁護士と法律相談市場について、かつてドイツでは弁護士間の競争の激化に対する懸念が大きかったが、2008年ごろから、弁護士の数・収入共に安定化傾向にあること、外国弁護士の参入が

多くはないこと等の概況が説明された。弁護士のおかれている基本的な法状況としては、ドイツでは1990年代にかつての分属性（認可された裁判所でしか訴訟代理不可）が一部を除き廃止されたこと、弁護士職の自治は近年強化される傾向にあること、また法改正に関しては効果的なロビー活動が弁護士サイドから展開されていること、そして、裁判外紛争処理について定めるメディエーション法の導入（2012年発効）や、2009年に発効した「弁護士及び公証人の職業法上手続きの現代化のための法律」により連邦全体を対象とする弁護士紛議を取り扱う仲裁機関の設置など紹介された。

弁護士の専門化は2000年代に入り、爆発的に発展し、確かな知識と経験に基づく専門弁護士の称号を持つ弁護士が主流となり、ヨーロッパ全域にこのドイツモデルが波及しつつある。これは一方で、もっぱらある特定専門分野において活動することが困難な地方の弁護士にとって厳しい状況をもたらすこととなり、弁護士の都市集中をもたらして、医療とおなじような「弁護士不足」を生むのではないかという懸念があるとの指摘がなされた。

弁護士の広告については、ドイツでは職業の自由を根拠として自由化の方向にあり、弁護士のリーガルサービスをインターネットオークションにかけることが連邦憲法裁判所により職業法に反するものではないと判示されたこともある。

一方、弁護士および弁護士法人に対する損害賠償請求の件数がけた外れに多いドイツでは、弁護士の責任については厳しい判決が下されることが多く、大規模弁護士法人が解散するという事態も起きている。さらに連邦通常裁判所において、異業種間共同経営組織の事務所では、その業種やメンバーとなった時期如何に関わらず全員が連帯責任を負うとした判決が注目を集めている。弁護士事務所の経営組織には共同事務所（民法上の組合）、共同経営会社をはじめいくつもの形があり、責任の分担、税金、運営コスト等から選択されているが、近年、EUにおける開業の自由を利用して、外国の法形式のもとに開業すること、とくにイギリスのLLPが人気をえており、連邦政府に職業責任を限定した共同経営会社の導入のための法律の審議を促す事態となっている。また、ドイツの職業法において、弁護士の異業種間共同は、弁護士の専門化の進展からも必要とされているにもかかわらず法整備が立ち遅れており改革が望まれる。

弁護士の報酬については明確な法律の規定があり、2006年に限定的に許容されるまでは成功報酬も一切認められていなかった。現在は認められているが、その趣旨は出訴時の経済的負担に耐えられない市民に出訴の道を開くための片面的成功報酬である。

弁護士活動の国際化については、EUの弁護士市場の開放に対応したガイドラインの国内法化を行い、最新の状況としては今年4月に発効した法律により、第三国の国民であってもEU加盟国で弁護士資格を有する者は、ドイツで開業することができ、3年が経過したのちにはドイツの弁護士資格をうることができることになった。

## 日本の弁護士—この10年とこれから（木村弁護士）

21世紀を迎えてからこの10年あまりの間に、司法改革により弁護士をとりまく環境は大きく変化していることをふまえ、司法改革以前に問題とされていた点と、ヘンスラー教授の講演内容に対応する日本の状況について、統計資料・事実の整理に基づいて解説された。

弁護士人口の急増については、21世紀初めと比較すると倍近い数の増加があり、若年層に偏っていること、弁護士の地域的偏在について、いわゆる「ゼロワン地区」はほぼ解消されたが、都市集中の傾向は残っている。職域・業務範囲の拡大として、任期付公務員・企業内弁護士の増加と共に2006年からスタートした被疑者国選弁護制度、日本司法支援センターの活動が紹介された。また、弁護士人口の国際的指標とされてきた人口と弁護士数の関係について、日本には弁護士以外にも法律サービスを担う法律関係専門職（司法書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、行政書士、公認会計士）があることが、その業務内容の競合・重複を含めて紹介され、これらの隣接所業種を含めて試算した国民一人当たりの法律サービスへのアクセスは、アメリカとは比較にならないが、英独仏とさほど隔たりがないこと、さらにいわゆる認定司法書士との関係についても弁護士と司法書士の職務の基本的性格の相違、職務規律、弁護士の地域的偏在等内包する問題と共に紹介された。

法律事務所の大規模化と弁護士業務の専門化をとりまく状況に関しては、この10年で法律事務所の大規模



化が進んだが、単独事務所の数に大きな変化はなく、日本では中規模～大規模事務所と、単独ないし少数の弁護士が所属する事務所に二極分化していること、業務の専門化については、ドイツのようにトレンドとなるような動きとニーズの高まりはいまのところ見られず、弁護士数の急激な増加による、弁護士の「質」に対する議論が生じていること、2002年から弁護士法人制度が導入されたこと、異業種共同事業については、一部で共同事務所の開設例もみられるが、その定着のためには現行の法令や弁護士職務基本規定の対応が必要であるとする。

弁護士業務の透明化・弁護士へのアクセスの改善の動きとして、弁護士職務基本規定を会則として制定し、報酬の自由化、広告が全面的禁止から原則許容、例外規制に変更されたことが示された。

今後の展望と課題としては、「法曹の質」に対する懸念も踏まえ、弁護士人口の増員ペースの再検討が必要であること、弁護士業務の変容の可能性として、大規模事務所専門に特化した弁護士の配置やグローバル化に乗り出す傾向が見られること、これらの事務所と単独・中小法律事務所との住み分けや業務提携や、系列化といった共存関係が展開していく可能性があること、そして、業務、取り扱う領域の多様化のもと、弁護士の統一像〈アイデンティティー〉を描くことは困難になっていくなかで、こうした変化に対応した個別の職務規律・倫理が必要になってくるとする。

## 第二部：ディスカッション（カッコ内は、コメントまたは質問に対する回答）

### 鈴木弁護士



・ヘンスラー教授の講演冒頭の、ドイツでもかつて弁護士の競争激化に関して「不安」があり、それが解決したことについて確認された。

（「不安」の原因はやはり弁護士数の増加で、専門弁護士が主流となっていくなかで、専門化に乗り遅れて財政的理由から廃業した弁護士も相当数はいたとのことである）

・弁護士の専門化について、アメリカでは、その資格認定主体について大論争があった。ドイツでは弁護士会が主体的に進めているのか（弁護士会自身が質の向上のために主体となってすすめられたものである）。

・弁護士のロビー活動について批判はなかったか（ドイツ連邦衆議院議員の約30%は法律家。国民からの反対はなかった）。

・ジェネライザーを専門とする法律家も必要ではないか（新しい法律に対応していくためには専門化が不可欠。いくつかの専門分野をひとくくりとした総合的な弁護士が必要ということで、これを専門弁護士カテゴリーの一つにしようという提案もあったが実現にいたらなかった。地方においてはこういった必要なケースもあると思う）

### 佐瀬弁護士



弁護士会において、隣接士業 弁護士業務の改革、弁護士保険 中小企業支援センター 法務の国際化、弁護士制度等、多くの委員会で活動され、実態調査等をされた経験からコメントをいただいた。

・いま、弁護士業務の変換期にあるが、日本の弁護士の業務は訴訟に偏在化している。地方の弁護士にはその傾向が圧倒的に強い。どうやって脱却するのか（ドイツでは、訴訟代理の割合は常に減少傾向にある。法律相談の業務が増加。大きな事務所では訴訟代理に特化した部署をおいている。地方でも 弁護士和解という制度が定着して、訴訟提起前に、事務所の段階でかなりの事件が解決しているとおもわれる。その割合は70%にのぼるともいわれている）

・パートナーシップの問題で、講演では外国人弁護士は多くはないとのことだったが大規模事務所のオーナーは外国人というケースも増えているときく。日本では反対意見が多いがドイツではどのような議論があったか（事務所をおき、弁護士会に登録する要件を満たせば問題ない。EU各国の弁護士の範囲ではなんら制限がない。EU以外の外国弁護士法人が事務所の共同経営等を行うことにもなんら制限はない。ただし、ドイツ法下の弁護士業務は、これらの業務は認められていないので、その事務所に所属するドイツの弁護士が、個人としてこれを行うことになる）

## 柏木先生

・日本の弁護士の専門はわかりづらい。日本では弁護士の専門がわかりづらい。商社勤務のころ、「紹介して欲しい」という要望はあったが応えるのが難しかった経験がある。最近はとくに社会や取引が複雑になり、専門弁護士に関するニーズは増えていると思われる。専門弁護士へのアクセスのための情報提供は是非とも進めてほしい。ただ、認定制とすることは制度設計として難しいのではないかと示されているが、最近の社会の変化、扱う市場や法規制のありかた、地域によって要求される専門分野の違いに対応できるのか（ドイツでも議論があるところだが、専門以外やってはいけないということではなく、専門指定の範囲も細かい。また専門対象のくくりが特定のなものではないため、新しい分野もカバーはできている。専門領域は増えても25までではないかと思う）。



- ・日本の弁護士は自主規制が非常に厳しい、自縄自縛・呪縛！の印象あり
- ・佐瀬先生のコメントに賛同：都市弁護士、地方弁護士の対立があるやに聞く。司法制度改革審議会の本旨にたちもどるべき。日本の社会の法化、法治国家の確立というスローガンはどこへいったか？
- ・質の低下 増やせば下がるのはあたりまえ、ただそんなに知識量が必要かどうかを検証されていないではないか。そもそも必要でない知識が足りていないということの問題としているのではないか。
- ・弁護士にとって必要な知識とはなにか？立法者や裁判官等を除けば、企業法務なら、必須なのは民法。それも Think like lawyers レベル。学生は法制史・比較法・法哲学をこそ学ぶべきではないか、両訴を習得することは必要か、等々考えられる。
- ・グローバル化について、現在の法曹養成の教育現場と学修行動、官公庁・企業等のニーズが食い違っている。

## 参加者からの質問等

この後、報告者・コメンテーター、参加者からとの間で、司法改革について、弁護士人口について、外国人弁護士について、海外での法曹養成や、ドイツにおける弁護士保険制度等について活発な意見交換が行われた。

## 一言

以上今回のフォーラムの中身を、実におおざっぱではあるが、紹介させていただいた。ちなみに、口頭で発言していただいた部分については、私の要約が的をえていない可能性は大いにある。今回のフォーラムにおける報告・コメントそしてフロアからのご発言については反訳の上、できる限り早い時期に本研究所の叢書として発表させていただく予定である。

また、本フォーラムは、必ずしも活発とはいえなかったアカデミックサイドからの弁護士法へのアプローチを加速させたいという思いに出たものであることを付記させていただく。今後もケルン弁護士法研究所との連携を密にして、継続的にこうした機会を持ちたいと考えている。さしあたり、2013年度にはケルン弁護士法研究所のキリアン准教授を招聘してさらなる一歩を進めていきたい。最多の弁護士を輩出するわが大学を、弁護士法研究のメッカにというのは、夢の見すぎであろうか。



パネルディスカッション

## シンポジウム

# 「日中公法学の現代的課題—食品安全の確保、司法権の独立」開催について



11月25日(日)、市ヶ谷キャンパスにて、「日中公法学の現代的課題—食品安全の確保、司法権の独立」を統一テーマとする国際シンポジウムを開催しました。

中国の法学界でも、流通する食品の安全を確保する方策として、日本の法制度・経験への関心が高まっており、その中で、日本の制度・経験を参照しようという動きがあります。多くの食料品を輸入に頼らざるを得ない日本側にも、基礎となる法制度、政治制度の相違を前提とした情報交換が求められているところです。また、公正な裁判や司法権の独立について学者の注目が集まっています。

今回の日中公法学シンポジウムは第8回目で、これまで、中国では山東大学や東南大学、日本では九州大学、早稲田大学等で開催されてきました。これまでの継続的交流を生かし、中国からは、13大学、日本からは7大学から総勢30名の研究者が参加し、3つのセッションに分かれ、報告、それに対するコメント、ディスカッションが行われました。

(報告内容 カッコ書きのタイトルは、中国語タイトルの日本語訳)

### 第1セッション：「食品安全の確保」

野口貴公美(中央大学教授)「食品安全法制概観」/ 王学輝(西南政法大学教授)「(食品安全の連帯責任制度の設立について)」/ 黒川哲志(早稲田大学教授)「食品リスク規制の法理と手法」/ 章志遠(蘇州大学教授)「(中国の食品安全規制における通報の報奨金制度)」/ 江利紅(江西财经大学副教授)「食品安全行政過程の実態とその法的仕組み—行政過程

論の視点から」/ 楊寅(上海政法学院教授)「Towards good governance in food safety in China」/ 下山憲治(名古屋大学教授)「日本の食品安全組織とリスク分析手法」

### 第2セッション「司法権の独立」

畑尻剛(中央大学教授)「日本国憲法における司法権の独立」/ 童之偉(華東政法大学教授)「(中国における司法の独立の必要性)」/ 林峰(香港城市大学副教授)「(司法式立法およびその制度的批判)」/ 中西又三(中央大学教授)「日本における裁判所制度の発展—草創期から制度的確定期へ」/ 馬嶺(中国青年政治学院教授)「(司法独立と司法民主)」/ 魏曉陽(中国伝媒大学副教授)「(「媒介裁判」と司法の独立)」

### 第3セッション・総括(全体の総合討論)

肖 金明(山東大学教授)  
戸波江二(早稲田大学教授)  
岡田信弘(北海道大学教授)

このシンポジウムは、社会科学国際交流江草基金、日本比較法研究所研究基金の助成を受けて実施されました。近年、法学領域での日中の学術交流の要請は非常に高まっています。両国の研究者が相互にコミュニケーションをはかる貴重な機会を与えていただいたことにこの場を借りて心より感謝申し上げます。

研究所員 法学部教授

中西又三(なかにし ゆうぞう)

# 日本比較法研究所の更なる発展を願って

中央大学法曹会幹事長 坂巻國男



現代は、グローバル化の時代といわれ、人・物の交流が世界規模で行われ、それに伴い、言語、科学、芸術、文化等、幅広い範囲で移動が行われている。風習、慣習、物の考え方、物の見方、物事への対処方法、生活観、価値観等、あらゆる分野での違いが人・物の交流と相俟って、世界規模での範囲で複雑に絡み合うことを避けることが不可避となっている。

それぞれの国は、それぞれの伝統、慣習、宗教観、国家観、教育観等を持ち、それぞれ独自の法体系を持ち、自国・自国民の独立、安全、安心を維持してきた。しかしながら、現代のグローバル化は、かかる各国の独自の慣習、倫理観、世界観、法体系などと相克することになり、かかる意味からみても、各国の法体系の基礎、考え方、立法事実などにつき、熟慮、検討する意味が尚一層増大している。

日本比較法研究所は、昭和23年12月に、日本といわず、東洋といわず、広く世界の研究者が研究、実践に協力しながら比較法学の進歩に寄与することを目的として設立されたとのことであり、当初は、中央大学に限らず全国的な規模の研究機関として組織されていたとのことである。しかし、昭和38年に組織変更され、中央大学の附属機関とされ、その所員は中央大学の専任教員により組織されているが、他大学の研究者も客員研究所員、嘱託研究所員として共同研究を担っているとのことである。又、その活動範囲も、憲法、商法、刑事法、家族法、労働法、国際法、スポーツ法、倒産法、著作権法、環境法、等々、広範囲に及んでいるとのことであり、それらの研究の一環としてシンポジウムや講演会などを開催し、その研究成果は比較法雑誌、研究所叢書として出版されており、多くの研究者、実務家などの貴重な資料として利用されているが、それらの成果を、尚一層、世の中に役立てて欲しいと願っている。

中央大学は、明治18年、英吉利法律学校として発足し、その設置目的は「邦語ヲ以テ英吉利法律学ヲ教授シ其実地応用ヲ修練セシムルニアリ」とされており、その設立はイギリスのミドルテンブルで学んだ実務家の増島六一郎先生を中心として設立され、中央大学は、実学の大学として法律実務に秀でた実

践力のある人を世に送り出してきたといえる。

これが、後に、「法科の中大」として多くの司法試験合格者を輩出し、昭和26年から20年間もの間、司法試験合格者数が全国一であったことが、これを如実に物語っている。

法の支配を社会の隅々まで行き渡らせ、公平で公正な社会を作るとの基本理念のもとに、従前の司法制度が根本的に改革され、司法制度改革が行われたことは、衆知の事実である。その司法制度改革の中で、法科大学院教育を含む新しい法曹養成制度が、平成16年から施行されたが、新たな法曹養成制度は、学問と実務を架橋する機関として、従前の前期司法修習を前倒して法科大学院で履修、修得するという制度であり、法科大学院を含む大学自体も、従前より、尚一層、研究、教育機関と実務とが密接な関係になったといえる。その新しい法曹養成制度に基づく新司法試験でも、初年度は全国第一位の合格者を誇り、その後数年間は、第一位の地位を他に譲っていたが、平成24年度は全国第一位に返り咲いており、「法科の中大」の復活といえる。

このように、中央大学においては、研究、教育という二本柱の中の教育という面において法律実務家への道を大きく切り開いているが、その研究面においても、社会、経済の変化に対応する研究が求められている。かかる面から考えると、日本比較法研究所における研究も、社会、経済状況の変化に対応する研究が求められ、又、法律実務家は、それらの研究に対し協力し、相関的に研究を深め、そして、法律実務家においては、その研究成果を享受し合うという相互関係が築かれていくことが望ましいと考える。

日本比較法研究所の歴代所長は、高い識見と幅広い教養に恵まれた先生方であり、今後も、研究者と法律実務家が相俟って、日本のみならず、世界の法体系の質の向上、ひいては、世界平和、人間の幸福のために寄与していくべきであると考えている。

これからの日本比較法研究所の更なる発展を願って止まない。

## 山内惟介所員がミュンスター大学から 名誉法学博士号を授与されました



<http://www.uni-muenster.de/Rektorat/exec/upm.php?nummer=16092>  
トーマス・ヘーレン法学部長と山内所員

Foto: WWU - Peter Grewer

ドイツ・フンボルト財団学術賞受賞者(2007年)・山内惟介所員は、長年の日独法比較研究及びミュンスター大学との交流制度の創設・運営への貢献が評価され、ミュンスター大学から名誉法学博士号(Ehrendoktorwürde)を授与されました。

ミュンスター大学(正式名称はヴェストファーレン・ヴィルヘルム大学)は1780年に設立されたドイツの名門大学です。名誉法学博士号の授与は1923年以降7人目で、ソビエト連邦の元大統領ミハイル・ゴルバチョフ(2005年)に続く、日本人では最初の栄誉です。他の分野での名誉博士号の授与者には、アフリカでの医療貢献で有名なフランスの医師・哲学者アルベルト・シュバイツァーや、20世紀のキリスト教神学に大きな影響を与えたスイスの神学者カール・バルトがいます。

11月2日に行われた授与式では山内所員による記念講演「Aufgabe der Weltjuristen im 21. Jahrhundert(「21世紀国際社会における法律家の責任」)も行われました。

ミュンスター大学との交流に関しては、今年度招聘のペトラ・ポールマン教授に関する以下の紹介のほか、中央大学側派遣所員のミュンスター大学での活動報告も本ニューズレターで取り上げてきました。また、交流の成果は比較法雑誌、翻訳叢書でも発表されています。研究叢書73『共演ドイツ法と日本法』(2007年)は、中央大学とミュンスター大学の交流20周年の記念論文集として刊行されました。

## 商議員会の開催について

10月12日(金)に、第25期第4回商議員会が開催されました。主な議題として、所員への「2013年度事業計画及び予算案作成のための事前調査」実施結果に基づき、2013年度の事業計画原案、外国人研究者受入計画、叢書の刊行申込、独日法律家協会との共同企画開催の計画と、それに基づく2013年度予算案について、審議・決定されました。

## 最近の講演会・スタッフセミナー

(実施報告書より)

▽ Prof. Dr. Petra Pohlmann(ペトラ・ポールマン教授) / ドイツ・ミュンスター大学

2012年9月21日(金) 講演会「保険会社役員に対する保険監督法上の規制」“Aufsichtsrechtliche Anforderungen an Schlüsselfunktionsträger in Versicherungsunternehmen”

保険会社の経営に従事する者(取締役他)に対する行政法的規制に関するドイツ国内法の歴史的展開とヨーロッパ統一法の歴史的展開、これらについての概観とともに、現在まだ施行されていない2009年の第2次財務健全性指令とこれを国内法化しようと試みるドイツ保険監督法(未施行)の概要と問題点が紹介された。

各論では、「経営に従事する者」という主体の確定に関する解釈論がまず展開され、次に「経営に従事する者」が充足すべき資格要件(「専門的適性および信頼性」)に関する解釈論が示された。

参加者からドイツ語で多くの質問が寄せられ、これに対する丁寧な回答とも相俟って、有意義な学問的対話の機会となった。

9月26日(水) 講義「民事訴訟における法律要件事実の経済学的解釈」“Ökonomische Normtatsachen im Zivilprozess” 「国際取引法」講義(山内惟介教授)内で実施。

経済学の知識を法律学の解釈上どのように用いることができるか。最初に、問題状況を明示すべく、垂直的統合、すなわち、原材料市場と完成品市場の双方に関与する事業者が両市場の価格差を任意に操作することによって完成品市場における競争事業者を排除できることが示され、価格差の濫用というカルテル法上の概念を、経済学分野での成果を考慮していかに解釈すべきかという現代的課題が紹介された。次いで競争経済学、法の経済的分析等、経済学分野の経済動向と、テリア・ソネラ社事件ヨーロッパ裁判所判決(2011年2月)を含むヨーロッパ法の動向が紹介された。最後に実定法解釈上経済の実情を正確に反映させる必要があるところから経済学分野の成果を法解釈に取り入れる種々の可能性が提示された。学生からは英語で多数の質問が出され、適切な解答と相俟って、充実した学問的対話が行われた。

▽ 9月28日(金) 趙 万一教授(チョウ・マンイチ教授) / 「中国会社法の現状」 【通訳: 上海大学副教授 崔 文玉氏】

2005年に大幅に改正された中国会社法の改正内容について講演された。効率重視の中でいかにして公平・公益を促進していくか、会社組織の多様化への対応、中外合資企業法との相違、国際化、株主権の拡大、第16条（投資又は担保提供についての決議）について、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任、企業買収の問題、瑕疵の救済等について中国会社法の最新情報と、課題とされている点について学ぶ貴重な機会を得ることができた。

▽ Prof. Dr. Martin Henssler (マルティン・ヘンズラー教授) / ドイツ・ケルン大学  
(2012年11月12日 (月) 講演会「ドイツにおける

### 弁護士活動の法的地位」

学生向けの講演として、「ドイツの弁護士になろう！ドイツの弁護士職業法入門」と題する日本語の資料が用意され、弁護士法、弁護士職の認可、職業上の義務、弁護士の報酬、弁護士の職業実践の組織形態について講演された。

2012年11月17日 (土) スタッフセミナー「労働法の今日的課題」

労働組合が企業レベルの活動に重点をシフトする中、協約法と争議法について連邦労働裁判所が新たな判断を示し、これがドイツ企業の労使関係に甚大な影響を及ぼしている様子が語られた。

## 新刊行図書ご紹介

### 翻訳叢書 63 ヴィンフリート・ハッセマー著 堀内 捷三監訳 『刑罰はなぜ必要か—最終弁論』

ヴィンフリート・ハッセマー (Winfried Hassemer) 教授は、フランクフルト大学教授、ドイツ連邦憲法裁判所副長官等を歴任したドイツ刑法学界の重鎮であり、2008年には長年の功績によりドイツ連邦共和国功労勲章を受章している。法哲学や法社会学に関する該博な知識に基づく法解釈方法論は、ドイツのみならず我が国の法解釈学にも大きな影響を与えて来た。1987年以来、日本学術振興会や大学等の招聘により幾度も来日し、2009年には、日本刑法学会の招聘を受け、同学会創設60周年記念シンポジウムにおいて、「学説と実務、そして政策から見たドイツ連邦共和国の实体刑法」と題する講演を行うなど、日本の法学界とも深く交流してきた。

本書は、同教授の著書“Winfried Hassemer : Warum Strafe sein muss : ein Plädoyer” (Ullstein, 2009)の翻訳である。“犯罪の凶悪化、深刻化する少年犯罪、度重なる政治家の不祥事——このような中で、国民の処罰感情が刺戟され、刑罰化や重罰化が叫ばれ、刑法は政治や倫理の役割をも果たすことが期待されている。しかし、それは法治国家における刑法の真の使命と言えるのか？著者は、刑法は社会においてどのような機能をもつのか、なぜ社会は刑罰なしには存続し得ないのかについて論じつつ、重罰は犯罪を抑止するよりも過酷な結果をもたらすことなどを指摘し、刑罰と社会は緊密に結びついており、刑罰は社会の状況を反映していると説得力をもって主張する。ドイツの書評において、刑事法の入門書として高い評価を得た著作の日本語訳である。(監訳者 堀内捷三 記) [2012年12月5日刊行、定価：本体3,400円]

研究叢書 84 渥美 東洋編『米国刑事判例の動向IV 合衆国最高裁判所判決「第四修正関係」一捜査・押収』  
[2012年11月15日刊行、定価：本体9,000円]

研究叢書 85 多喜 寛著『慣習法と法的確信 民事法と国際法の視座から』  
[2012年11月5日刊行、定価：本体2,800円]

研究叢書 86 長尾 一紘著『基本権解釈と利益衡量の法理』  
[2012年12月1日刊行、定価：本体2,500円]

## 編集後記

本号は、巻頭の法実務における比較法研究較研究の実践ともいべき報告に始まり、中国の多くの大学と国内から研究者を招聘しての公法学シンポジウ

ムの開催、法曹会幹事長からのご寄稿、山内所員のミュンスター大学からの名誉博士号授与と、現代における日本比較法研究所の役割を再確認できる充実した内容となった。今後の活動にも期待されたい。

(野澤 記)